

独立行政法人国立高等専門学校機構利益相反マネジメントポリシー

平成20年3月31日制定

平成23年7月 1日改正

平成26年3月14日改正

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長裁定

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）は、「国立高等専門学校機構研究推進・産学官連携活動ポリシー」に基づき、研究推進・産学官連携活動を、学生の教育と同様な重みをもつ基本的使命の一つとしている。

しかし、研究推進・産学官連携活動を行う過程においては、いわゆる「利益相反」の状況が不可避免的に生じうる。したがって、高専機構の理事長、理事、非常勤を含む教員その他の職員（以下「教職員」という。）は、研究推進・産学官連携活動を行うに際しては利益相反が不可避免的に生じることを十分に認識し、適切に対応することが求められる。

このポリシーの目的は、利益相反に関する基本的な事項を明確に理解することにより、高専機構と教職員の行動を制約することなく、かつ高専機構として社会からの信頼を維持しつつ、研究推進・産学官連携活動を行う環境を整備することにある。

1 利益相反マネジメントの基本方針

- (1) 高専機構は、教職員の教育活動、研究活動、産学官連携活動、社会貢献活動の推進を公正かつ効率的に行うために、教職員の利益相反が深刻な事態に陥らないよう適正にマネジメントを行い、解決のための措置を講じる。
- (2) 教職員は、職務の遂行上、必然的に発生する利益相反を適切に管理することを責務とする。

2 利益相反マネジメントの対象及び基準

(1) 対象者

教職員

(2) 利益相反マネジメント基準

高専機構における職務に対して個人的な利益を優先させると客観的に見られたり（狭義の利益相反）、個人的な利益があるなしにかかわらず高専機構外部活動へ時間配分を優先させていると客観的に見られたり（責務相反）、という利益相反（広義の利益相反）を生じさせないこと。

3 利益相反審査会の設置

- (1) 高専機構の利益相反マネジメントに関する重要事項を審議する機関として利益相反審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は、委員長及び委員により構成する。
- (3) 委員長は高専機構理事とし、理事長が任命する。
- (4) 委員は、高専機構の利益相反マネジメントに直接又は間接に携わる若干名の教職員とし、

理事長が任命する。理事長は必要に応じて外部有識者を委員に任命することができる。

- (5) 委員長は、①利益相反自己申告、②状況調査、③その他利益相反に関する重要事項について専門的見地からアドバイスを受けるため、(7)に定める利益相反アドバイザリーボードに諮問してその意見を聴くことができる。
- (6) 審査会は利益相反ガイドラインの制定及び改廃、利益相反防止に関する施策の決定、利益相反に関する自己申告及び状況調査の審査、その他利益相反に関する重要な事項を審議する。
- (7) 審査会の専門的事項を諮問するため、外部有識者で構成する利益相反アドバイザリーボードを置き、必要な事項は理事長が別に定める。
- (8) 教職員は、審査会の決定に不服がある場合には、審査会に再審査を申し出ることができる。審査会は利益相反アドバイザリーボードに意見を聞いた上で再審査を行い、委員長が最終決定を行う。

4 利益相反マネジメントの手続き等

- (1) 利益相反に関する自己申告書（以下「自己申告書」という。）の提出
教職員は、上記2(2)に照らし該当する場合は、別に定める利益相反ガイドラインに基づき審査会に自己申告書を提出しなければならない。
- (2) 状況調査の実施
審査会は、必要に応じ調査を行い、年に1回理事長に報告する。
審査会は、報酬、資産等に関する自己申告内容の確認については、教職員のプライバシー保護について留意する。

5 情報開示

利益相反への対応としては、高専機構の社会的信頼確保の観点から、教職員から開示された情報は、プライバシー等に関わる情報を除き、必要に応じ、公開することにより高専機構内の透明性を高めておくことが重要である。

6 高専機構関係者への啓発の方針

利益相反へ適切に対応をするためには教職員への周知徹底が不可欠であることからホームページへ本ポリシーを掲載するとともに、利益相反事例を公開する等により周知徹底を図る。

附則（平成26年3月14日改正）

このポリシーは、平成26年4月1日から施行する。